

生活介護事業

【利用者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である者

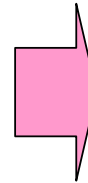
年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

【サービス内容等】

食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。

利用期間の制限なし。



【人員配置】

サービス管理責任者

生活支援員 等

6:1 ~ 1.7:1以上

【報酬単価(案)】

547単位(6:1) ~ 1,262単位(1.7:1) (定員40人以下)

・ 基本単位数は、事業者ごとに利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じて、設定。